

偽造・変造処方せん

対応マニュアル

一般社団法人 戸田市薬剤師会

初版令和元年7月23日

目的

医薬分業が進んできた現在において、偽造・変造処方せんを用い、薬局から麻薬や向精神薬を詐取する事例が増加している。そして詐取された麻薬や向精神薬が転売され、犯罪に使用されること等により、二次的な被害に繋がるなど大きな社会問題となりつつある。一方、罪の意識なく安易にコピーをしたり、処方医の処方に手を加えたりして薬を搾取するという案件も後を絶たない。これは被害薬局や加害者にとって避けることのできる不幸な事案である。

また、時代背景として、個人印刷やカラーコピーの精度が上がり、自宅やコンビニ等どこにでも高性能なコピー機があり、しかも簡単に誰でもコピーを取ることができるようになってきている。結果偽造処方せんがより巧妙になり、多忙な業務の中においてなかなか見破ることが難しくなってきたという現状もある。

このような事態に対し、一般社団法人戸田市薬剤師会としては、会員薬局が適切かつ迅速に対応することと、当薬剤師会が適切にサポートするために、本マニュアルを作成した。マニュアルを周知徹底し、マニュアルに沿う形で事案の発生を未然に防止し、または被害の拡大を防ぐとともに、ひいては麻薬及び向精神薬の乱用及びこれに伴う健康被害の拡大防止を図ることとする。

目次

1. 偽造処方せんと薬剤師法

- ★偽造処方せんとは ……P4
- ★薬剤師法による薬剤師の責務 ……P4

2. 発生時の対応フロー

- 【薬剤交付前に発覚】 ……P5
- 【薬剤交付後に発覚】 ……P6～7

3. 薬局における対策について

- 3-1 日常からの対策 ……P8
 - ◆偽造・変造処方せんに関する注意喚起
 - ◆偽造・変造処方せん対応の心構え
 - ◆処方せん受付時の確認
- 3-2 処方せん受付時のチェックポイント ……P8～9
 - ◆麻薬・向精神薬処方せんを確認する際の主なチェックポイント
- 3-3 処方せん記載内容の確認 ……P9～11
 - チェック①保険者番号欄
 - チェック②氏名・生年月日欄
 - チェック③保健医療機関名等欄
 - チェック④保険医氏名・押印欄
 - チェック⑤交付年月日欄
 - チェック⑥処方欄

<参考>

- 法規則と罰則 ……P12

1. 偽造処方せんと薬剤師法

★偽造処方せん

【偽造・変造処方せんとは】

偽造・変造処方せんとは、

- ① 正規の処方せんをコピーしたもの、
- ② 正規の処方せんを改ざんしたもの、
- ③ 医療機関を受診していないにも関わらずパソコン等を利用して不正に作成した処方せん

を模した書面等を言う。

なお、麻薬処方せんを偽造・変造した者に対しては、麻薬及び向精神薬取締法第70条第14号により、

また、向精神薬処方せんについては同法第72条第4号により、それぞれ罰則が定められている。

★薬剤師法による薬剤師の責務

【薬剤師法第24条】

薬剤師は、処方せん中に疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師に問い合わせて、その疑わしい点を確認した後でなければ、これによって調剤してはならない。

2. 発生時の対応フロー

【薬剤交付前に発覚】

当該薬局

1. 処方医へ疑義照会

・処方医に速やかに電話等で疑義の認められる点について確認。場合によっては当該医療機関に処方箋を持ち込み確認。

2. 患者情報の確認

・保険証、問診票等により患者本人であるか、また、代理人の場合は代理人氏名及び本人との関係等を確認。どんな服装で薬局の何処に座っていたか等についても記録。

3. 患者対応

・確認ができない場合、原則として処方せんは返却しない。
※処方せんを偽造・変造することは犯罪であり、偽造処方せんは返却できない旨説明し、薬局において保管
(説明しても同意を得られない場合等、患者とのトラブルを回避するため、やむを得ず返却する場合は、コピーした上で返却すること)【証拠品の保全のため】

4. 関係各所へ連絡

- ①管轄の保健所
- ②戸田市薬剤師会
- ③県薬剤師会
- ④警察署(任意)

※戸田市薬剤師会及び埼玉県薬剤師会へは発生直後の第一報および確定情報の第二報をお願いします。

一般社団法人 戸田市薬剤師会

当該薬局から①戸田市薬剤師会会長(以下「会長」と略す)、連絡がつかない場合②危機管理(災害)対策委員長(以下「危機管理委員長」に略す)又は③総務委員長の3者のいずれかに連絡が入る。

なお、①②③は優先順位を示す。

1. 連絡を受け取ったものが、他の2者に報告し、できる限り上記3者で情報を共有する。

2. 上記3者のうち、この時点で最も連絡網を回す上で適当な者が得られた情報を電話の連絡網で流すとともに、会員薬局に一斉メールを流す。

3. 連絡網は、戸田市薬剤師会緊急連絡網を用い、ルールもそれに従う。

4. 不在者には上記3者で手分けしてあたる。

5. 危機管理委員長は事の顛末を把握したら委員会を招集し、一連の経過を検証、評価する。

※隣接薬剤師会へは埼玉県薬剤師会(情報センター)から情報を下ろしてもらう事で合意済。臨機応変に対応するとの事。

【薬剤交付後に発覚】

当該薬局

1. 処方医へ疑義照会

・処方医に速やかに電話等で疑義の認められる点について確認。場合によっては当該医療機関に偽造されたと思われる処方せんを持ち込み確認。なお、医療機関名、処方医の情報をどう取り扱うかも確認する。

2. 患者情報の確認

・処方済み偽造処方せんのほか、保険証コピー、問診票等あれば封筒に入れ保管。また、何時頃どんな服装で来局し、薬局の何処に座っていたか等について記録し保管。また、当該患者の過去の来局を調べ、過去の処方箋を再点検する。

3. 関係各所へ連絡

①管轄の保健所

②戸田市薬剤師会

③埼玉県薬剤師会

④警察署

⑤近隣の薬局に情報提供(任意)

※戸田市薬剤師会及び埼玉県薬剤師会へは発生直後の第一報および確定情報の第二報をお願いします。その際近隣薬剤師会への連絡も依頼して下さい。

4. 警察との連携

・被害届を出すか出さないかは、各事業者の判断に任せるが、犯人逮捕のためには警察との連携が不可欠。警察との合意事項があれば、地域薬剤師会の危機管理委員長に報告し、その合意を共有する。

一般社団法人戸田市薬剤師会

当該薬局から①戸田市薬剤師会会長(以下「会長」と略す)、連絡がつかない場合②危機管理(災害)対策委員長(以下「危機管理委員長」に略す)又は③総務委員長の3者のいずれかに連絡が入る。

なお、①②③は優先順位を示す。

1. 連絡を受け取ったものが、他の2者に報告し、できる限り上記3者で情報を共有する。

2. 上記3者のうち、この時点で最も連絡網を回す上で適当な者が得られた情報を電話の連絡網で流すとともに、会員薬局に一斉メールを流す。

3. 連絡網は、戸田市薬剤師会緊急連絡網を用い、ルールもそれに従う。

4. 不在者には上記3者で手分けしてあたる。

※①隣接薬剤師会へは埼玉県薬剤師会(情報センター)から情報を下してもらおう事で合意済。臨機応変に対応するとの事。

5. 上記3者は当該薬局より要請があれば側面からフォローする体制を整える。また、犯人確保のために警察と当該薬局が合意した事項については直接指示することはないが、情報は当該薬局及び上記3者で共有しておく。

5. 国保または社保への情報提供

・国保または社保へ当該事件の内容を報告する。

6. 麻薬及び向精神薬をだまし取られた時

・管轄の保健所に紛失届を提出。

【根拠法令】麻薬及び向精神薬取締法第50条の22第1項（規則第41条第1項）

6. 危機管理委員長は事の顛末を把握したら委員会を招集し、一連の経過を検証、評価する。

<MEMO>

・戸田市薬剤師会が偽造処方せんを情報として流すときは、患者氏名を一文字おきに●で塗りつぶすこととする（県薬も同様だが、東京都薬剤師会はそのまま個人情報保護せず扱うとの事）。

・処方元医療機関および処方医の情報の取扱いは、医療機関と当該薬局の間で得た合意を順守する。

一般社団法人戸田市薬剤師会会長 染川 智行

染川薬局 ☎048-433-1917 080-3080-4168

危機管理委員長 野口 昌也

ひつじ堂薬局 ☎048-447-1718 080-5645-8949

総務委員長 芹澤 寿晴

スマイル薬局 ☎048-420-9862 090-9804-3696

3. 薬局における対策について

3-1 日常からの対策

日頃から偽造・変造処方せんに対する意識を高め、偽造・変造処方せんを受付けた場合に速やかに対応できる体制を整えておくことが重要である。

◆ 偽造・変造処方せんに関する注意喚起

ポスターやステッカー等を薬局に掲示することにより偽造・変造処方せんを持ち込もうとする者に対する警戒メッセージを発し、犯罪の抑止効果が期待できる。

◆ 偽造・変造処方せん対応の心構え

実際に薬局に偽造・変造処方せんが持ち込まれた際の対応について、日頃から検討し、事象発生時に速やかに対応できる体制を整えておくことが重要である。

チェック・従業員全員が、偽造・変造処方せんが持ち込まれた際の対応手順等を把握しているか。

◆ 処方せん受付時の確認

麻薬・向精神薬処方せんを受け付けする際、偽造・変造処方せんでないことを確認することは早期の発見、詐取の未然防止に繋がる。

3-2 処方せん受付時のチェックポイント

◆ 麻薬・向精神薬処方せんを確認する際の主なチェックポイント

- 紙の四辺が歪んでいないか
- 用紙サイズがA5版と若干異なっていないか
- 用紙を切り取った形跡が見受けられないか
- 紙質、手触りに違和感はないか

- 直線や枠のゆがみやとぎれ等がないか、印刷面に不自然な汚れや線等がないか
- 朱肉やインクの色合いの異なり、不自然な光沢がないか、裏から見て印鑑のにじみがみられるか
- 切り貼りした物をコピーしたことによる形跡（不自然な陰影、文字のずれ等）はないか
- 処方医の訂正印のない箇所に手書きでの訂正がないか
- 事前に電話で当該麻薬又は向精神薬の在庫状況を確認してきていないか
- 患者に落ち着きがない、調剤をせかす等の挙動に不審な点はないか、近隣でない医療機関からの処方せんではないか、自費扱いになっていないか
- 切断面がギザギザしていないか

3-3 処方せん記載内容の確認

次の① から⑥ のチェック項目について、疑わしい点がないか確認すること

※ 麻薬処方せんであって、医師の氏名・医療機関名が疑わしい場合は、薬務課あて麻薬施用者番号の照会を求めることができる。

◆チェック① 保険者番号欄

- 保険証と異なっていないか

レセプトコンピューターに入力した際、不適切な番号としてエラー表示されていない

か（エラー表示された場合、保険証の提示を受け、確認すること。）

◆チェック② 氏名・生年月日欄

保険証と異なっていないか

◆チェック③ 保険医療機関名等 欄

不自然に遠くの医療機関ではないか

交付した医療機関が、患者の住所・職場から離れていないか

医療機関の名称、所在地に疑わしい点はないか

実在しない医療機関である可能性はないか

◆チェック④ 保険医氏名・押印 欄

医師の押印（朱肉の色）が不自然でないか

手書き部分がコピーとなっていないか

かかりつけの処方医師発行の処方せんであるにも関わらず、他の処方せんとは比べ

インクの色合いが異なったり手触りが異なったりしていないか

◆チェック⑤ 交付年月日 欄

持込日が交付年月日から日数が経っていないか

薬歴等を確認し、医薬品の交付期間が重なっていないか

◆チェック⑥ 処方 欄

- 医薬品の規格、用法、用量、剤型、投与日数（回数）の記載は不適切な内容でないか
- 不自然な陰影（線など）が文字の上下にないか（切り貼りした物をコピーしたことによる不自然な陰影がないか）
- 異なった字体での加筆はないか
- 手書きの処方せんに電算出力された処方追加はないか
- 電算出力された処方せんに手書きでの処方追加はないか
- 処方医の訂正印のない訂正がされていないか
- 訂正印が医師の記名押印の印とサイズや陰影が異なっていないか

< 参考 法規制と罰則 >

○ 麻薬処方せんを偽造・変造した者

【罰 則】1 年以下の懲役若しくは20 万円以下の罰金

【根拠法令】麻薬及び向精神薬取締法第70 条第14 項

○ 向精神薬処方せんを偽造・変造した者

【罰 則】20 万円以下の罰金

【根拠法令】麻薬及び向精神薬取締法第72 条第4 項

○ 行使の目的で他人の印章又は偽造した他人の印章を使用して文書を偽造した者

【罰 則】3 月以上5 年以下の懲役

【根拠法令】刑法第159 条(私文書偽造等)

○ 他人の印章又は偽造した他人の印章を使用して文書を偽造した者

【罰 則】3 月以上5 年以下の懲役

【根拠法令】刑法第161 条(偽造私文書等行使)

○ 人を欺いて財物を交付させた者

【罰 則】10 年以下の懲役

【根拠法令】刑法第246 条(詐欺)

< その他参考事項 >

○ メチルフェニデート製剤に係る取扱いについて

メチルフェニデート製剤「リタリン^{OR}錠／散」、「コンサータ^{OR}錠」の処方・施用にあたっては、投薬する医師、医療機関、薬局が限定されるとともに、薬局における調剤の際にはその確認の上で調剤がなされることとされており、第三者委員会による流通管理が行われている。

○ ブプレノルフィン経皮吸収型製剤に係る取扱いについて

ブプレノルフィン経皮吸収型製剤の慢性疼痛患者への処方・施用にあたっては、薬剤師は処方医が製造販売業者の提供する講習を終了した医師であることを確認する必要がある。

※ 厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課「薬局における向精神薬の取扱いの手引き」参照